③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年７月14日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

・単体又は特定ＪＶの代表者として、堤高15m以上のコンクリートダム本体工事又は、減勢工新設工事を自らが設置したコンクリート製造設備により40,000㎥以上製造した工事の施工実績を有すること。

ただし、砂防ダムは施工実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の一般土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の一般土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「鶴田ダム施設改造工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

シュワブ（H22）水域生物等調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 22 年６月 14 日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　真部　　朗

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　シュワブ（H22）水域生物等調査

⑵　業務内容　本業務は、キャンプ・シュワブ水域及び周辺水域において海域動物調査、サンゴ類調査及び海草調査等を行うものである。

⑶　履行期限　平成23年３月31日

2　申請の時期

平成22年６月14日から同年６月24日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、平成22年６月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（シュワブ（H22）水域生物等調査）」（以下「申請書」という。）は、平成22年６月14日から〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書にシュワブ（H22）水域生物等調査共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は持参すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成20年10月28日付装備施設本部長公示）４⑴から⑶までに該当しないものであること。

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、シュワブ（H22）水域生物等調査共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、シュワブ（H22）水域生物等調査共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、シュワブ（H22）水域生物等調査共同体協定書において明らかであること。

⑷　構成員の技術的要件　構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

⑸　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。

また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。